

## 新しい後期高齢者医療保険証を送付します

●問い合わせ先 保険年金課 ☎(248)1275

### 新しい保険証は水色です

現在お持ちの後期高齢者医療制度のオレンジ色の保険証の有効期限は7月31日(金)です。

水色の新しい保険証を7月中旬に簡易書留郵便(受け取りに印鑑などが必要)で送付します。8月1日(土)からは新しい保険証を使ってください。

交付しています。この認定証を医療機関の窓口で提示すると、支払う医療費や、入院時の食事代が減額されます。

### ② 限度額適用認定証

3割負担の人で、住民税課税所得145万〜689万円(現役並み所得者IIとIの人)の人を対象に、限度額適用認定証を交付しています。

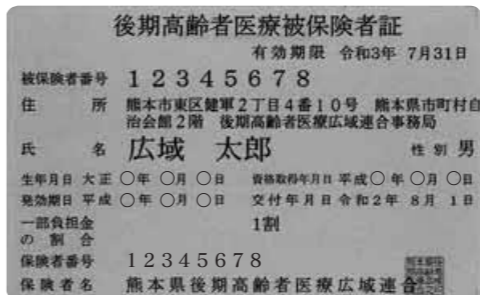
この認定証を医療機関の窓口で提示すると支払う医療費が減額されます。

### ▼ 申請方法

認定証を持っていない人で交付対象になる人は、保険年金課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、須屋支所、泉ヶ丘支所で申請してください。

### ▼ 更新手続き

現在オレンジ色またはピンク色の認定証を持っている人で、8月1日以降も交付対象になる人には、新しい認定証を保険証と同封して送ります。更新手続きは必要ありません。



### 対象者は自己負担額が軽減されます

### ① 限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯全員が住民税非課税(負担区分が低所得IまたはII)の人を対象に、限度額適用・標準負担額減額認定証を

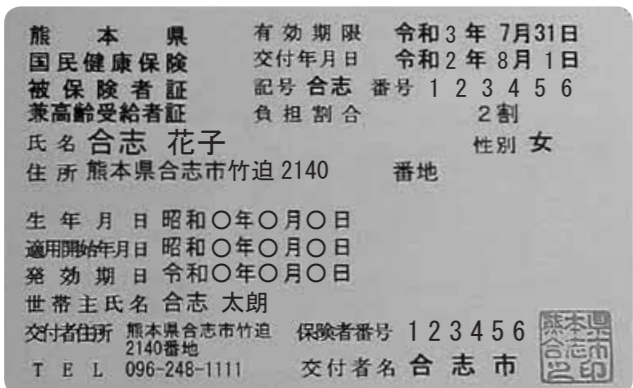
## 国民健康保険に加入している皆さんへ

## 新しい国民健康保険証を送付します

●問い合わせ先 保険年金課 ☎(248)1275

現在お持ちのピンク色の保険証の有効期限は7月31日です。クリーム色の新しい保険証を、世帯主宛てに7月中旬頃に簡易書留郵便(受け取りに印鑑などが必要)で送付します。

配達時に不在であれば郵便物などお預かりのお知らせが投函されます。その際は郵便局へ連絡して、希望の日時



に再配達してもらるか、郵便局窓口で受け取ることができます。

保険証が届いたら、記載された住所・氏名・生年月日などを必ず確認してください。

今回発送する保険証の有効期限は令和3年7月31日ですが、期限までに75歳になる人は75歳の誕生日の前日が有効期限となります。

### 限度額認定証などの更新をお忘れなく

国民健康保険加入中の人で限度額認定証などの交付を受けている人は、医療機関の窓口で保険証と認定証を提示することで、本人の負担する一部負担金が限度額までの支払いとなります。

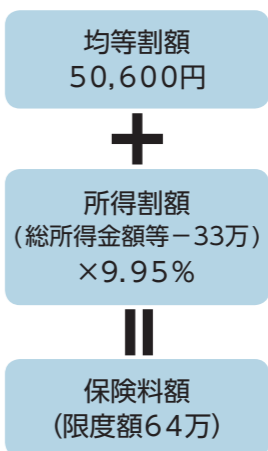
この認定証は、7月31日で有効期限が切れますので、8月に更新手続きが必要で

現在認定証をお持ちの人へ更新のお知らせを送付しますので必要な場合は、8月になってから手続きをお願いします。

## 後期高齢者医療保険料額をお知らせします

●問い合わせ先 保険年金課 ☎(248)1275

保険料の算定方法(年額)



7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。保険料の増減などにより、納め方が変わる人がいますのでご確認ください。

### 保険料の納め方

#### ▼ 特別徴収

年金からの天引きによる納付(年6回の年金支給月)

※事前の申し出により、特別徴収から口座振替の普通徴収に変更できます。

#### ▼ 普通徴収

納付書払いや口座振替による納付(7月〜翌年2月・毎月)  
※口座振替にするには事前の申し込みが必要です。

### 保険料の軽減対象が見直されました

本年度から保険料の均等割額の軽減基準が見直されました。

下記の図の青文字部分に変更箇所です。

### ●均等割額の軽減について

軽減割合	世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額など
7.75割軽減	住民税の基礎控除額(33万円)を超えない世帯
7割軽減	住民税の基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入がそれぞれ80万円以下となる場合(その他所得なし)
5割軽減	住民税の基礎控除額(33万円)+28万5千円×世帯の被保険者数を超えない世帯
2割軽減	住民税の基礎控除額(33万円)+52万円×世帯の被保険者数を超えない世帯

## 7月から令和2年度分の免除・納付猶予申請ができます

## 国民年金保険料の免除制度

●問い合わせ先 保険年金課 ☎(248)1275  
熊本市西年金事務所 ☎(353)0142

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度は、次の3種類があります。

### ●納付が困難なときは

- ① 保険料免除制度(全額・一部)  
保険料を納めることが困難なときに利用できる制度です。申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。保険料免除の審査対象者は、本人と配偶者です。
- ② 納付猶予制度  
本人が20歳〜49歳であるときに利用できる制度です。申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。保険料免除の審査対象者は、本人と配偶者です。
- ③ 学生納付特例制度  
本人が学生の場合に利用できる制度です。申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。学生納付特例の審査対象者は、本人のみです。

### 手続きに必要なもの

- ・年金手帳など基礎年金番号がわかるもの、またはマイナンバーが確認できる書類
- ・認め印(本人が署名する場合は不要)
- ・離職している場合  
・離職していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など)

### ▼ 学生の場合

- ・有効期限記載の学生証(コピー可)または在学証明書(原本)